

文教生活常任委員会資料
市民交流部市民生活室窓口サービス課
企画経営部市税収納室市民税課

議案第 89 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 改正の内容について

1 宝塚市一般事務手数料条例の改正について

住民票の写し等のコンビニ交付サービスで取り扱う証明書等について、令和 4 年（2022 年）2 月 1 日より、新たに課税証明書と戸籍の附票を追加する予定です。現在交付している住民票等の手数料は、窓口交付時より、それぞれ 100 円引き下げており、新たに追加する証明書についても同様の取扱いとするため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正点

別表第 5（1）の項中「300 円」の次に「(多機能端末機による交付にあつては、1 件につき 200 円)」を加え、同表（9）の項中「300 円」の次に「(多機能端末機による交付にあつては、1 件につき 200 円)」を加えます。

3 施行期日 令和 4 年（2022 年）2 月 1 日

※コンビニ交付サービスシステムでの課税証明書及び戸籍附票の
取り扱い開始日と同日

4 利用状況等について

コンビニ交付サービスは、平成 28 年（2016 年）6 月 15 日から開始しており、令和元年度（2019 年度）1 年間の市の有料での発行枚数のうちコンビニ交付サービス利用率は 5.32%でしたが、令和 2 年度（2020 年度）はカード交付率が大幅に伸びたため、10.07%と約倍となりました。現在も、令和 3 年（2021 年）4 月から 7 月の実績は 15.43%、7 月単月では、16.37%と増加傾向にあります。

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードが必要であるため、カード交付率（7 月末現在 39.59%）の伸びとともに、今後も利用率は増えるものと考えています。

5 他市の状況について

全国で約半数の自治体がコンビニ交付サービスを実施しており、兵庫県下では 7 割を超えています。また、阪神間はずべての自治体で実施されており、1 市を除いて窓口での交付手数料より安価な手数料が設定されている状況です。

なお、課税証明書は本市が実施すると、1 市を除いてすべての自治体で、戸籍附票は 3 市を除いて実施されることとなります。（別紙 1 のとおり）